下関市設計業務委託等技術検査実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、下関市（上下水道局を除く）が発注する建設工事に関する設計、測量及び地質調査の業務委託（以下「業務委託」という。）について行う技術的検査（以下「技術検査」という。）に関し必要な事項を定め、業務委託の適正かつ能率的な実施を確保するとともに、建設コンサルタント並びに技術者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

（評定の対象）

第２条　この要綱において、検査の対象となる業務委託は、原則として請負代金額が100万円を超える業務委託について行うものとする。

（技術検査の実施）

第３条　技術検査は、業務委託の完了を確認する検査（以下「完成検査」という。）又は業務委託の完了前に部分引渡しがある場合において、当該部分の確認をする検査（以下「出来高検査」という。）を行うものとする。

２　前項の規定にかかわらず、業務委託の途中において契約担当者が必要と認めたときは、技術検査を行うものとする。（この技術検査は、以下「中間検査」という。）

（技術検査を行う者）

第４条　技術検査を行う者（以下「技術検査職員」という。）は、業務委託毎に業務委託担当課長が指名するものとする。

２　業務委託の監督職員は、次の各号のいずれかに該当する検査を行う場合を除き、当該業務委託の技術検査を行うことができない。

（１）検査を行うために特別の技術を要するため、監督職員以外の者により行うことが困難な検査

（２）上記（１）の他、監督職員以外の者により行うことが困難な検査

（検査技術の方法）

第５条　技術検査職員は、当該業務委託の成果を対象として、業務委託の契約書及び委託契約における設計図書（以下「契約図書」という。）に基づき成果品の適否を判定するとともに、当該業務委託が適切に管理されているか、業務委託に係る事務が適正に処理されているか、検査を行うものとする。

２　技術検査職員は、技術検査を行うに当たって必要な技術検査基準は、別に定めるところによるものとする。

３　技術検査職員は、監督職員及び受注者又は管理技術者等（管理技術者、照査技術者及びその業務委託の関係技術者をいう。）の立ち会いを求め検査を行うものとする。

（業務委託の成績評定）

第６条　技術検査職員は、完成検査を行いその業務委託が適正であると認めたときは、速やかに業務委託検査調書（様式第１号）を作成し、業務委託の成績評定を行うものとする。

２　成績評定の方法等は、別に定める下関市設計業務委託等成績評定基準により行うものとする。

（検査の結果の通知）

第７条　業務委託担当課長は、検査の結果について、遅滞なく業務委託の検査の完了及びその結果について（様式第２号）により、受注者に通知するものとする。

（技術検査結果等の報告）

第８条　技術検査職員は、技術検査が完了したときは、遅滞なく当該技術検査等の結果について、契約課長に報告するものとする。

附　則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。